

ハローワークからのお知らせ

○「求人者マイページ」を開設してみませんか

ハローワーク及びハローワークインターネットサービスを利用して求職者の募集・採用活動を行うことを希望する求人者を対象に、ハローワークへの求人申し込みの手続きなどのサービスをインターネット上で24時間365日行うことができるサービスです。

求人者マイページを開設・利用するには、事業所所在地を管轄するハローワークで事業所登録の手続きを行う必要があります。

〈主なサービス内容〉

- ・ 求人申し込みや求人募集の停止
会社のパソコンから求人情報を入力し、求人を申し込むことができます。申し込み済みの求人データを活用して求人を申し込むこともできます。
 - ・ 事業所の外観や、取扱商品などの画像情報の登録・公開
求職者に画像情報にて自社をアピールすることができるようになります。
 - ・ ハローワークからご紹介の求職者の選考結果の登録
- 詳しくは2ページをご覧ください。

○労働保険の申請は、簡単・便利な電子申請の利用をお勧めします

これまでの書面手続きに比べて、電子申請は簡単便利。自宅やオフィスからインターネットを経由して、24時間いつでも申請や届出ができます。



労働市場の動き(4月内容)

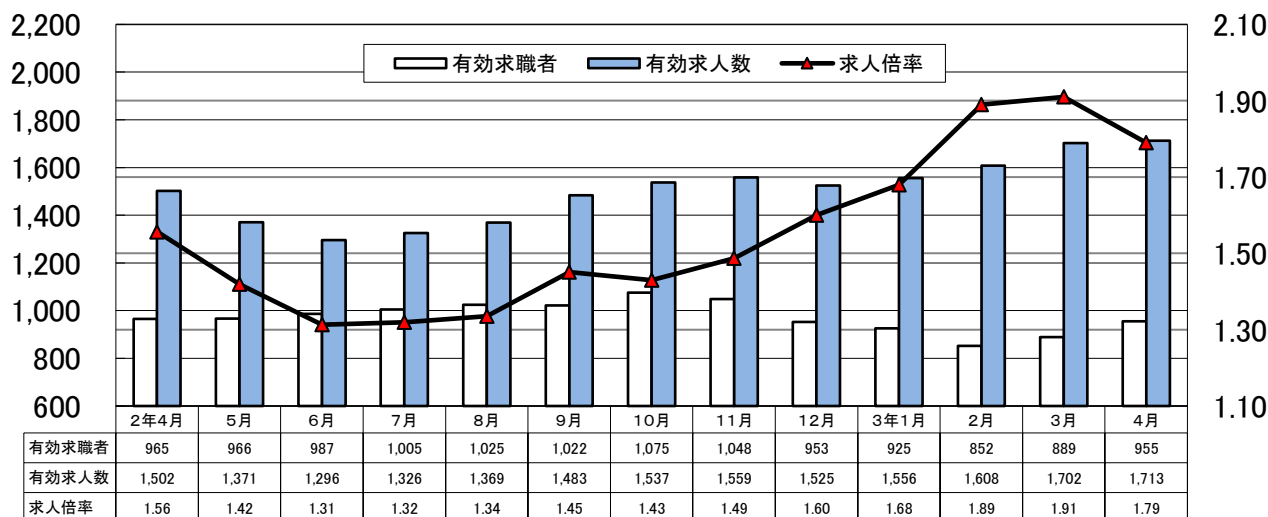
ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆4月の有効求人倍率は1.79倍

◆月間有効求人数は1,713人、月間有効求職者数は955人

- ・ 新規求人数は654人と、前月に比べ3.5%の増加となり、前年同月比では37.7%の増加となりました。
- ・ 新規求人は主な産業別では前年同月比でサービス業が179.6%、製造業で89.7%、生活関連サービス業・娯楽業で62.5%増加した一方で、宿泊業・飲食サービス業が7.4%、建設業が1.3%減少しました。
- ・ 新規求職申込件数は316人と、前月に比べ29.0%増加し、前年同月比では14.5%減少しました。
- ・ このため、4月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,713人に対し、月間有効求職者数955人で、有効求人倍率は、1.79倍となり、先月より0.12ポイント低下しました。



「求人者マイページ」のご案内

ハローワークインターネットサービス上に求人者専用の「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから求人申込みや内容変更などのサービスをご利用いただけます。ハローワークの窓口でマイページの開設手続きをご案内しています。

<サービス内容>

● 求人者の申込み

- ※会社のパソコンから求人情報を入力し、求人を申し込むことができます（求人仮登録）。申し込み済みの求人データを活用して求人を申し込むこともできます。
- ※申込み内容は、ハローワークで確認後に受理・公開します。
- ※次の要件に該当する場合は、マイページでの求人情報の入力（仮登録）後、14日以内（期限日が閉庁日の場合は前閉庁日まで）にハローワークにお越しのうえ、本登録の手続きを行う必要があります。
 - ・マイページを通じて初めて求人を申し込む場合（窓口でマイページ開設手続きを行った場合を除く）
 - ・2020年1月以降、初めて障害者専用求人を申し込む場合
 - ・2020年1月以降、初めてトライアル雇用求人を申し込む場合
 - ・2020年1月以降、初めて障害者（短時間）トライアル雇用求人を申し込む場合
 - ・2020年1月以降、過去1年間に求人を申し込んでいない場合
 - ・派遣・請負求人を申し込む場合
 - ・その他、ハローワークが必要と認める場合

● 申し込んだ求人内容の確認・変更や求人の募集停止、事業所情報の変更など

※申し込み内容をハローワークで確認します。

● 事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開

※登録できる画像情報は10ファイルまでです（サイズ：1ファイルにつき2MBまで 形式：JPEG、GIF、PNG、BMP）。
※ハローワークで確認後に公開します。

● ハローワークからご紹介した求職者（応募者）の紹介状の確認、選考結果（採用・不採用）の登録（ハローワークに連絡）

- ※応募者本人には、選考結果を直接ご連絡いただく必要があります。
- ※求人が無効となった場合 マイページでの紹介状の確認、選考結果の登録（ハローワークへの連絡）は利用できなくなりますので、選考結果は直接ハローワークにご連絡ください。
- ※求職者のご紹介後、2週間経過した時点で選考結果が登録されていない場合は、「選考結果未入力通知」メールが届きます（システムによる自動送信）ので、選考結果の登録をお願いします。

● メッセージ機能（ハローワークからご紹介した求職者（応募者）とのやりとり）

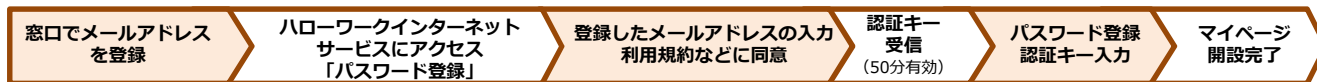
※メッセージをやりとりできるのは、相手方の求職者が「求職者マイページ」を開設している場合に限られます。
※求人が有効中の場合に限り、求職者とやりとりできます。

● 求職情報検索

- ※ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報（氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く）を検索できます。
- ※有効中の求人がある場合に利用できます。
- ※ハローワークで求職者の希望条件など求人との適合性を判断したうえでご紹介します。当該求職者を担当するハローワーク（求職情報詳細画面に表示されているお問い合わせ先ハローワーク）にご相談ください。

<マイページ開設手順>

- ・開設を希望する方は、ログインアカウントとして使用する事業所のメールアドレスをご用意のうえ、窓口へお申し出ください。
- ・窓口でメールアドレスを登録後（①）、会社のパソコンから手続き（②～⑥）をお願いします。
（「ハローワークインターネットサービス」で検索、右記バーコード、URL：<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/> を入力）



- ① ※マイページを開設するには、事業所登録が必要です。（事業所登録済みの場合はあらかじめの事業所登録は不要ですが、内容の確認や不足情報の把握などさせていただきます場合があります。）
- ② ※上記の方法のほか、会社のパソコンからハローワークインターネットサービスにアクセスし、ログインアカウント（メールアドレス、パスワード）を登録し、事業所情報・求人情報を入力（仮登録）後、ハローワークにお越しのうえ窓口で本登録手続きを行い、マイページを開設する方法もあります。この方法による場合、過去にハローワークに事業所情報が登録されていることもありますので、入力開始前に最寄りのハローワークへのご相談をお願いします。
- ③ ※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを行う前に「system@mail.hellowork.mhlw.go.jp」からの受信を許可してください。

メールアドレス（控え）：

求人者マイページホーム画面（イメージ）

The screenshot shows the '求人者マイページホーム' (Job Seeker My Page Home) interface. At the top, there are navigation tabs: 'ホーム(求人/応募管理)', 'メッセージ', and '事業所情報設定'. The main content area is titled '求人者マイページホーム' and includes a notice about account usage. Below this is the '求人/応募管理' section, which displays '現在有効中または申し込み中の求人' (Jobs currently active or in application). A specific job listing for '介護福祉士' (Nursing Welfare Worker) is shown with details like '求人区分: フルタイム', '就業場所: 東京都千代田区', and '雇用形態: 正社員'. Callouts point to various buttons and sections: '事業所情報設定' (Business Information Setting), '新規求人情報を登録' (Register New Job Information), '有効中の求人を全て表示' (Display All Active Jobs), '求人申し込み(新規申込みや過去に申し込んだ求人データを活用した申込み)ができます。' (You can apply for jobs (new applications or applications using past job data)), '求人票を表示できます。' (You can view the job ticket), '応募者の紹介状を確認したり、選考結果を登録(ハローワークへ連絡)できます。(求人が有効中の場合に利用できます。)' (You can check introductions or register exam results (contact Hello Work). (You can use it when the job is active)), '求職情報を検索できます。(求人が有効中の場合に利用できます。)' (You can search for job information. (You can use it when the job is active)), '求人情報の内容(詳細)を確認できます。' (You can check the content (details) of the job information), and '求人の変更や募集停止などを申し込めます。' (You can apply for changes or suspension of recruitment).

<求人者マイページの利用に当たっての留意事項>

- ◆求人者マイページは、ハローワーク（公共職業安定所）およびハローワークインターネットサービスを利用して求職者の募集・採用活動を行うことを希望する求人者を対象に、ハローワークへの事業所登録・求人申し込みの手続きなどのサービスを提供するものです。
- ◆求人者マイページを開設・利用するには、**事業所所在地を管轄するハローワークで事業所登録の手続きを行う**必要があります。
- ◆求人者マイページの利用を希望する場合は、ログインアカウントとして使用する**事業所のメールアドレスが必要**となります。ログインアカウントとして使用するメールアドレスおよびパスワードは、利用者の責任において管理し、第三者に開示、貸与および譲渡しないでください。
- ◆求人者マイページを開設するに当たり、**利用規約およびプライバシーポリシーの内容に承諾・同意いただく**必要があります。
- ◆**有効中の求人がない場合は、求人者マイページの一部の機能（応募者管理（応募者情報の確認、選考結果の登録）、求職情報検索、メッセージ送信など）が利用できません。**
- ◆求人者マイページは、利用規約に定める目的の範囲内で利用するものとし、ハローワークにおける職業紹介業務の運営を著しく妨げる行為を行った場合、マイページを「利用不可」とする場合があります。
- ◆ハローワークでは、通常、求職者の方をご紹介する際に、求人者に電話連絡を行っていますが、平日夜間・土曜日や連絡がつかない場合などに、求人者にご連絡する前に、マイページ宛に、求職者をご紹介した旨が表示・メッセージ送信されることがあります。
- ◆事業所の移転などに伴い管轄ハローワークが変わる場合などは、求人者マイページ上に保有している情報は引き継がれません。
- ◆求人者マイページの利用を停止したい場合は、求人者マイページから退会手続きを行ってください。退会手続き完了後31日経過後に、求人者マイページ（登録情報を含む）が完全に消去されます。退会手続きを行わない場合でも、求人無効日から5年以内に求人の申込みがない場合は、求人者マイページ（登録情報を含む）は自動的に消去されます。（ただし、メッセージは送受信後1年経過すると自動消去されます。）

詳細は、「ハローワークインターネットサービスにおける求人者マイページおよび求職者マイページの利用規約」および「プライバシーポリシー」をお読みください（ハローワークインターネットサービスからご確認ください）。

マイページの操作方法は、「求人者マイページ利用者マニュアル」（ハローワークインターネットサービスに掲載）をご覧ください。ヘルプデスク（電話：0570-077450）でも操作方法をご案内しております。

「e-Gov (イーガブ)」
にアクセス!

労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で!!

これまでの書面手続に比べて、
電子申請は簡単・便利!

自宅やオフィス、社労士事務所から、
インターネットを経由して、24時間
いつでも申請や届出ができます。



いつでもどこでも手続可能!

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請!

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力は変更
と修正だけ! 入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

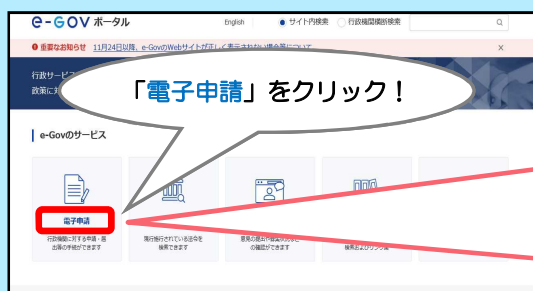
ムダな時間やコストも削減!

申請・届出用紙の入手は不要! 申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できる
ので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
GビズIDやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
(労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GビズIDを利用して手続することができます。
また、マイナンバーカード等のICカード形式の電子証明書を利用する場合、ICカード
リーダーライターは別途必要です。)

まずは、e-Govウェブサイト*へアクセス!

<https://www.e-gov.go.jp/>

*電子申請についての利用案内が掲載されています。



電子申請の事前準備をはじめましょう!



「利用準備」から
スタート!

下の4つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です！

チェック 1 電子証明書を用意します G.bizIDアカウントを使用する場合は電子証明書の用意は不要となります。

労働保険関係手続の電子申請を行う場合は電子証明書が必要となります。電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。



- ・ 公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用できます。
- ・ 民間の認証局からの取得も可能です。




法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。

➡ 電子証明書のご案内
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate>

チェック 2 アカウントの準備を行います

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。

サービス名	概要	利用方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通で利用できるアカウントです(※)。	e-Govアカウントを登録し、ログインしてください。
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	認証サービスごとに設けているログインボタンからログインしてください。
G.bizIDアカウント	1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。G.bizIDから属性情報を取得し電子申請の基本情報として利用できます。G.bizIDアカウントからログインする場合には 電子証明書の用意は不要 となります。	

(※)e-Govアカウント登録の際は、事前にe-Govアカウント利用規約をご確認ください。

➡ e-Govアカウントの登録
https://account.e-gov.go.jp/user/pre-registration/init?service_type=00

チェック 3 ブラウザの設定を確認します

ブラウザのポップアップブロックを解除します。ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。

➡ ポップアップブロックの解除
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/popupblock.html>

本サイトを「信頼済みサイト」に登録します(Internet Explorer11の場合のみ)。未登録のまま利用すると、警告メッセージ等が表示される場合があります。

➡ 信頼済みサイトへの登録
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/trustsite.html>

チェック 4 アプリケーションをインストールします

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

➡ Windows版での手順
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#windows>

➡ macOS版での手順
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#mac>

準備ができれば「マイページ」から申請ができます！



雇用の動き(4月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	316	29.0	14.5
	うち45歳以上	201	50.0	25.6
	有効求職者数	955	7.4	▲ 1.0
	うち45歳以上	569	12.0	3.8
求人関係	新規求人数	654	3.5	37.7
	うち常用	623	5.6	38.8
	有効求人数	1,713	0.6	14.0
	うち常用	1,646	1.2	13.1
紹介関係	紹介件数	228	▲ 20.0	▲ 2.1
	うち常用	212	▲ 17.5	▲ 4.1
就職関係	就職件数	75	▲ 42.7	▲ 19.4
	うち常用	67	▲ 42.2	▲ 23.0

(パートタイムを含む)

雇用保険適用状況				
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	391	126.0	▲ 26.1
	資格喪失者数	503	222.4	▲ 9.7
	月末現在被保険者数	17,482	▲ 0.7	▲ 1.6

